



環政第 1057 号  
令和6年 3月 28日

宜野湾市長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査  
報告書(令和4年度)について

令和6年1月16日付け宜建市第317号で送付されたみだしの事後調査報告書について、  
沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第39条第1項の規定により、別添  
のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

## 那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る 事後調査報告書(令和4年度)に対する環境保全措置要求

### 1 ナカマグウーヌメヌカーについて

令和5年8月18日付けの環境保全措置要求(以下「前回の環境保全措置要求」という。)において、「表流水が流入する状態で観測していることの妥当性を明らかにするとともに、表流水が流入しない手法又は地点での調査も検討すること。」を求めているが、事業者は「表流水の流入については、湧水口の北側にある水路から流下してくるものですが、この表流水は常時流れているわけではなく、降雨時に流下してくるものです。そのため、平常時の測定値に影響しているものではありません。また、湧水の流量については、降雨時の流量は降雨状況による増減が生じることが通常であることから、特に重要な値ではありません。ナカマグウーヌメヌカーでは、降雨時調査では表流水と混合した水を採水していますが、当該地点については、既存調査結果と比較検討するために、これまでに同様の地点で行うこととしました。なお、表流水の流入は湧水口付近で生じることから、採水地点の移動はできず、また、当該湧水周辺には樹林地や湿地が広がっており、流入水を分離するための措置(水路整備や土嚢などの設置)を行うには、周辺の樹木の伐採や地形の改変など新たな影響が生じることから実施困難となっています。」としている。

依然として降雨時における湧水量が適切に把握できておらず、事業による影響が適切に把握できていないおそれがあることから、表流水が流入する状態で観測していることの妥当性について専門家等の意見を聴取し、次年度の事後調査報告書に記載すること。

また、表流水が流入しない平常時の湧水量について環境影響評価時と工事中の比較を事後調査項目に追加すること。

### 2 無名泉について

無名泉の湧水量減少が確認されたことについて、事業者は「無名泉上方の道路建設工事地内で、道路に埋設する雨水排水管の人孔(マンホール)工事が行われており、この工事で路面より石灰岩を掘削し、基礎は下位の泥岩に達していた。掘削面に露出した不整合面から、地下水が湧き出したため、作業場確保のため水中ポンプで排水しており、これが、無名泉の水源の一部をくみ上げることになり、湧水量が著しく減少した直接の原因と考えられた。」としており、「不整合面上の新たなみちとして栗石等を埋設し地下水の流れを確保できるよう対策を講じた。」としている。

しかしながら、対策後も湧水量の減少が継続しており、そのことについては、降雨量が少ないためとしているが、講じた対策が適切であったか検証を行い、次年度の事後調査報告書に記載すること。

### 3 緑化計画について

前回の環境保全措置要求において新規林縁部や林冠開放部の早期の緑化を求めたことに  
対し、事業者は「令和5年度に計画を策定し、関係者と協議を行う。」としているが、緑化  
が速やかに行われない場合、イシジャー内の乾燥化や林内が明るくなることによる昆虫類、  
陸生貝類の個体数減少や植生の遷移等による動植物への影響が考えられることから、可能  
な限り早期に緑化を実施すること。

### 4 生態系について

生態系への影響が大きいことから、重点的に駆除等を実施する必要がある外来種として、  
県の重点対策種に指定されているヤエヤママドボタル、タイワンハブ、タイワンスジオ、  
グリーンアノール、ツルヒヨドリ等については、既に定着が確認されている地域から搬入  
される資材や植栽等に混入・付着しているおそれがある。

については、資材等にこれらの種が混入・付着していないかを十分に確認し、確認された場  
合は外来生物法、沖縄県希少野生動植物保護条例等に基づく駆除など適切な防除対策を実  
施すること。

### 5 事業者間の情報共有について

本報告書で確認されている無名泉の湧水量減少の原因となった雨水排水管の人孔(マン  
ホール)工事は他事業ということではあるが、今後、本事業実施区域内で他事業が行われる  
場合には、那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業で講じている環境保  
全措置の効果が損なわれることのないよう事前に調整を行うこと。

### 6 事後調査報告書の送付について

本報告書の調査期間は令和4年4月から令和5年3月となっているが、県に送付された  
のが、令和6年1月となっている。

事業者は、知事の環境保全措置要求を勘案し、その結果を遅滞なく事後調査や環境保全  
措置に反映することで、環境の保全について適正な配慮を行う必要があることから、事後  
調査報告書は調査終了後速やかに知事に送付すること。